

【候補者 → 選管】

様式第1号（第2条関係）
（その3）

選挙運動用ポスター作成契約届出書

下記のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

令和 年 月 日

届出日を記載して下さい。
（告示日以後の日であること。）

令和 年 月 日執行
（肝付町長・町議会議員）選挙
候補者 肝付 太郎 印

肝付町選挙管理委員会委員長 殿

契約書に押印した印鑑

記

契約年月日	契約の相手方の氏名 又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約 枚数	作成契約 金額	
令和 年 月 日	肝付町〇〇〇〇番地 (株)〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇	151枚	135,900円	
	契約書と同一の日付	契約書と同一の内容を記載してください。		

備考

契約書の写しを添付してください。

【候補者 → 選管】

第2号様式（第3条関係）
（その3）

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

下記の選挙運動用ポスター作成枚数につき、肝付町議会議員及び肝付町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和 年 月 日 契約届出書の提出以降の日

肝付町選挙管理委員会委員長 殿

令和 年 月 日執行
（肝付町長・町議会議員）選挙
候補者 肝付 太郎 印

記

契約書に押印した印鑑

- 1 契約年月日 令和 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

肝付町○○○○地番

(株)○○○○ 代表取締役 ○○ ○○

- 3 確認申請枚数 151 枚

枚数が一致

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	0枚	0枚
今回の枚数 (b)	151枚	151枚
枚数計 (a) + (b)	151枚	151枚

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

【選管 → 候補者】 ※候補者から作成業者へ提出してください。

様式第3号（第4条関係）
（その3）

確認番号 第 号

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

肝付町議会議員及び肝付町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、下記の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和 年 月 日

肝付町選挙管理委員会
委員長 持留 みき子 ㊞

記

- 1 令和 年 月 日執行（町長選挙・町議会議員選挙）
- 2 候補者の氏名 **肝付 太郎**
- 3 選挙運動用ポスター作成枚数 **151** 枚

備考

- 1 この確認書は、ポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに、当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について公職選挙法（昭和25年法律第100号）第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、肝付町に支払を請求することはできません。

【候補者 → ポスター作成業者】

様式第5号（第5条関係）
（その2）

選挙運動用ポスター作成証明書

下記のとおり選挙運動用ポスターを作成するものであることを証明します。

令和 年 月 日

契約履行後（納入日以降）の日付であること

令和 年 月 日執行
（肝付町長・町議会議員）選挙
候補者 肝付 太郎 ㊟

契約書に押印した印鑑

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	肝付町〇〇〇〇番地 株〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇
作成枚数	151枚
作成金額	135,900円
当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数	151か所

契約書と同一の内容
を記載してください

備考

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が肝付町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について公職選挙法（昭和25年法律第100号）第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により供託物が没収された場合にはポスター作成業者は、肝付町に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。

- 枚数 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数に相当する枚数

- 限度額

$$\frac{88,000 \text{ 円} + 586 \text{ 円} 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots 1 \text{ 円未満の端数は切上げ}$$

$$\text{単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$$

【ポスター作成業者 → 町長】

様式第6号（第6条関係）
（その3）（選挙運動用ポスターの作成）

請 求 書

肝付町議会議員及び肝付町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

令和 年 月 日 選挙期日後の日付であること

肝付町長 殿

住 所 肝付町〇〇〇〇番地
氏名又は名称 (株)〇〇〇〇
法人のときは 代表取締役
代表者の氏名 〇〇 〇〇 印

記

- 請求金額 135,900円 公費負担の限度額以下であること
- 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 選挙の名称 令和 年 月 日執行（町長選挙・町議会議員選挙）
- 候補者の氏名 肝付 太郎
- 振 込 先

金融機関名	〇〇銀行	〇〇支店
預金の種類	普通	口座番号 〇〇〇〇〇〇
(フリガナ)	△△△△ △△△△	
口座名義	〇〇〇〇 〇〇〇〇	

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により供託物を没収された場合には、肝付町に支払を請求することはできません。

様式第6号（第6条関係）（その3）

（別紙）

選挙運動用ポスターの作成

請 求 内 訳 書

候補者氏名 **肝付 太郎**

選挙区（選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 $A \times B = C$	単価 D	枚数 E	金額 $D \times E = F$	単価 G	枚数 H	金額 $G \times H = I$	
か所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
151	900	151	135,900	1,170	151	176,670	900	151	135,900	

ポスター作成証明書の作成枚数及び作成金額と一致

請求書の請求金額と一致

備考

- 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当概選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- D欄には、次により算出した額を記載してください。
 $88,000 \text{円} + 586 \text{円} 88 \text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}$ … 1円未満の端数は切上げ
ポスター掲示場数
- E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- G欄には、A欄とD欄を比較して少ない方の額を記載してください。
- H欄には、B欄とE欄を比較して少ない方の枚数を記載してください。